

恵那市間伐促進地域活性化事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の林地に放置された木材（以下「間伐材」という。）の搬出に要する経費について予算の範囲内において補助することにより、間伐の促進及びこの補助を活かした地域通貨の導入を図り、もって多様で健全な森林づくりへの寄与及び地域経済の活性化を目的として、恵那市補助金等交付規則（平成16年恵那市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金交付の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 前条に規定する目的を確実に遂行すると認められる団体
- (2) 間伐の搬出を開始しようとする日の属する年度の前年度9月末までに間伐促進地域活性化事業開始届（様式第1号）を提出し、間伐促進地域活性化事業承認通知書（様式第2号）を受けた団体。ただし、平成23年度については、当該年度の6月末までに間伐促進地域活性化事業開始届を提出し、間伐促進地域活性化事業承認通知書を受けた団体

(補助対象事業及び補助額)

第3条 補助金交付の対象となる事業は、前条に規定する団体（以下「団体」という。）に登録したものが、間伐材を運搬車両に積載し、これを団体が管理する集積所まで運搬し、荷下ろしを行う事業（以下「間伐材搬出事業」という。）とする。

- 2 補助金交付の対象となる経費は、間伐材搬出事業に要する経費とする。
- 3 補助金の額は、第1項の規定により搬入する間伐材1トンにつき3,000円以内とする。
- 4 補助金交付の対象となる樹種は、スギ及びヒノキとする。

(補助期間)

第4条 補助期間は、平成23年度から平成25年度までとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、間伐促進地域活性化事業補助金交付（変更）申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第4号）
- (2) 間伐促進地域活性化事業収支予算書（様式第5号）

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を審査し、交付の適否を決定する。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、間伐促進地域活性化事業補助金交付決定通知書(様式第6号)により申請団体に通知するものとする。

(承認を要しない軽微な変更)

第7条 規則第10条第1項第1号に規定する市長が認める軽微な変更とは、次に掲げる変更を除く変更とする。

(1) 交付決定額の2割を超える変更

(2) 第1条に規定する目的を確実に遂行することが困難であると認められる変更

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた団体は、補助事業(当該年度の実績額)が完了したとき(中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、次に掲げる書類を、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 間伐促進地域活性化事業実績報告書(様式第7号)

(2) 間伐促進地域活性化事業収支決算書(様式第5号)

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類の提出期限は、事務又は事業完了の日から30日を経過した日又は補助金等交付決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付)

第9条 補助金の交付については、月を単位とし、間伐促進地域活性化事業補助金請求書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 搬出先業者が発行する証明書

(2) その他市長が必要と認める書類

第10条 市長は、補助金の交付決定を受けた団体が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが明らかになったときは、交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

2 前項に規定する処分を受けた団体は、再度、補助金の交付申請をできないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第2条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第5条、第8条関係）

様式第6号（第6条関係）

様式第7号（第8条関係）

様式第8号（第9条関係）